

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）)

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

平成23年9月30日

支出負担行為担当官

中部地方整備局長 足立 敏之

1 業務概要

1) 業務名 H23静岡地方法務局藤枝出張所設計業務（電子入札対象案件）

2) 業務内容 本業務は、静岡県藤枝市青木一丁目4-11外1筆に計画する静岡地方法務局藤枝出張所の基本設計、実施設計及び積算業務等を行うものである。

3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成24年10月31日まで

4) 入札方式等

本手続きは、参加表明書及び企画提案書を同時に提出するものである。
本業務は資料提出、見積書提出を電子入札システムで行う対象業務である。
電子入札システムで利用できるＩＣカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のＩＣカードのみである。

なお、電子入札によりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札に代えることができる。

5) 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした企画提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2 企画提案書の提出者として選定されるために必要な要件

企画提案書の提出者は、以下に示す要件を満たす全ての者を選定する。

なお、企画提案書の提出者として選定した者には、選定通知書を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者については書面により通知する。

選定通知の日は平成23年11月11日を予定する。

1) 基本的要件

企画提案書の提出者は次の①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる

資格を満たしている設計共同体であること。

①単体企業

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）

第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 申請書等の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

※①(2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも参加表明書及び企画提案書を提出することができるが、選定通知の日までに当該資格の認定を受けていなければならない。なお、選定通知の日は平成23年11月11日を予定する。

②設計共同体

①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成23年9月30日付け中部地方整備局長）に示すところにより中部地方整備局長からH23静岡地方税務局藤枝出張所設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている又は申請を行っていること。なお、設計共同体で参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。

2) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

①総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託しないこと。

②業務の分担構成が、不明確又は不自然とならないこと。

③管理技術者及び主たる分担業務分野（建築分野）の主任担当技術者は、参加表明者及び企画提案書の提出者の組織に所属していること。

④管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者（建築、構造、電気設備、機械設

備) はそれぞれ 1 名であること。

- ⑤管理技術者が記載を求める各主任担当技術者を兼任していないこと。また、記載を求める主任担当技術者が記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと
- ⑥主たる分担業務分野（建築分野）のうち積算に関する業務を除く業務を再委託しないこと。
- ⑦構造分野、電気分野、機械分野において、応募者の提出者又は再委託先の協力事務所が、他の応募者の提出者の協力事務所となっていないこと。
- ⑧再委託先である協力事務所が中部地方整備局の建築関係建設コンサルタント業等一般競争（指名競争）参加資格者である場合には、当該協力事務所が指名停止期間中でないこと。
- ⑨配置予定の技術者が、地方公務員の場合は地方公務員法第 38 条の規定を満足していること。
- ⑩設計共同体の場合は以下を満たしていること。
 - ・設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。
 - ・管理技術者は、設計共同体の代表者に所属していること。
 - ・一の分担業務分野を複数の構成員が共同して実施しないこと。
 - ・一の構成員が新たに設定した分担業務分野のみを担当する場合は、当該分野の主任担当技術者が当該分野における業務実績を有していること。

3) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については、一級建築士の資格を有すること。

4) 配置予定管理技術者等の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者及び各主任担当技術者は、平成 13 年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において実施した 1 件の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち、契約金額が 500 万円未満、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が付されている場合、60 点未満の場合は実績として認めない。

同種業務： 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の「庁舎、事務所又は類似施設」の地上 2 階建て以上かつ延べ面積 2,000 m²以上である新築又は増築の設計業務で、参加表明書の提出期限までに対象施設が完成したものの設計業務。

類似業務： 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造の延べ面積 1,000 m²以上である新築又は増築の設計業務で、参加表明書の提出期限までに対象施設が完成したものの設計業務。

※類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。）の面積（これに付随する共用部分も含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を占めるか、又は当該部分の延べ床面積が2,000㎡以上ある施設を指すものとする。

※設計業務とは基本設計から実施設計までの（建築及び建築設備設計を含む）業務をいう。

※延べ床面積は、新築の場合は1棟、増築の場合は増築部分の面積とする。

5) 手持ち業務量に関する要件

平成23年9月30日現在における配置予定管理技術者及び主任担当技術者の手持ち業務は5件以下、ただし建築分野の主任担当技術者は3件以下であること。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している、契約金額が500万円以上の業務をいう。

6) 企画提案書に関する要件

参加表明者は、次の事項について企画提案書を提出すること。

①実施方針

②業務実施体制

③特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

③-1 法務局の業務特性や周辺環境に配慮した機能的な施設配置の考え方についての提案

③-2 本施設の立地特性等を踏まえ、環境負荷低減等に配慮した施設整備手法の着眼点についての提案

③-3 B I M導入において、一層の品質確保及び効率化等に資する活用方法の着眼点についての提案

3 ヒアリング

ヒアリングは、原則として参加資格要件を満たす者を対象に実施するものとする。

(1)実施場所：中部地方整備局 会議室

(2)実施日時：平成23年11月16日を予定。

(3)ヒアリングの日は協議の上、決定する。

(4)ヒアリングの時間、留意事項等は別途通知する。

(5)ヒアリングは配置予定管理技術者及び建築主任担当技術者に対して行うものとする。

4 企画提案書を特定するための評価基準

1) 企画提案書の記載内容及びヒアリングでの聞き取り内容において、次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

(1)企画提案書の非特定事項

- ・内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない
- ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている
- ・実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない

(2) ヒアリングの非特定事項

- ・技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない。
- ・本業務の目的、内容又は企画提案の内容を理解していない
- ・質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切

2) 評価項目

- (1) 専門分野の技術者資格
- (2) 平成13年4月1日以降の同種又は類似業務の実績
- (3) 平成18年4月1日から平成23年3月31日の間に担当した地方整備局発注業務の成績評価
- (4) C P D取得単位の状況
- (5) 業務の理解度、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案の的確性、独創性及び実現性

5 手続等

1) 担当部局

〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
 国土交通省中部地方整備局総務部契約課
 電話 052-953-8138
 ファクシミリ 052-953-8199
 メールアドレス：keiyaku@cbr.mlit.go.jp

2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成23年9月30日から平成23年10月28日までの期間、「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した説明書をダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス： <http://www.cbr.mlit.go.jp>

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「入札公告、揭示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、企画提案書作成についての参考資料や見積りに必要な特記仕様書（案）、企画書（案）及び計画概要等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、やむを得ない事情で「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、5 1) の担当部局まで連絡し指示に従うこと。

3) 参加表明書及び企画提案書の提出期間並びに提出場所及び方法

電子入札システムにより提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る。）又は託送（※注1）（以下「郵送等」という。）により提出すること。

詳しい提出方法については説明書による。

提出期間：平成23年10月3日から平成23年10月31日までの土曜日及び日曜日を除く毎日、10時00分から16時00分まで。

提出先：5 1)と同じ。

ファイル形式：電子入札システムによる参加表明書のファイルの形式については、以下のいずれかの形式にて作成することとする。

- ・一太郎 2007 以下
- ・Microsoft Word2002 以下
- ・Microsoft Excel2002 以下
- ・その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH形式のみ
※ZIP等、他の圧縮形式は認めない。

留意点：複数の申請書類は、すべてを1つのファイルにまとめ、契約書等印があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼付けること。参加表明書と企画提案書を併せて参加表明書として提出すること。

※注1「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

6 その他

1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。

2) 契約保証金

納付（保管金の取扱店 日本銀行名古屋支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店日本銀行名古屋支店又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 中部地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する

3) 契約書の作成の要否 要

4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

有：（H24静岡地方法務局藤枝出張所設計その2業務）

- 5) 関連情報を入手する為の照会窓口 5 1) に同じ。
- 6) 参加表明書提出期限から見積合わせの日までの間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けた場合は、非特定又は特定の取消の手続きを行うこととする。なお、見積合せの日は平成24年1月11日を予定している。
- 7) 本案件の詳細については、「H 2 3 静岡地方法務局藤枝出張所設計業務説明書」による。

7 Summary

- (1) Subject matter of the contract : Design work for the Fujieda Branch Office of Shizuoka District Legal Affairs Bureau
- (2) Time-limit to express interests by electronic bidding system : 4:00 P.M.31October 2011
- (3) Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system : 4:00 P.M.5 October 2011
- (4) Contact point for documentation relating to the proposal : Architecture and Building Engineering Division, Government Buildings Department, Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, No.2 Nagoya Government Building, 2-5-1 Sannomaru Naka-ku Nagoya-shi Aichi 460-8514, TEL 052-953-8138